

令和7年度 事業部事業計画（案）

1. 基本方針

司法書士は、これまでもその時々の変化に応じてその専門性を発揮し、国民の法的需要や社会の要請に応え、自ら変化し続けてきた。令和元年の司法書士法改正により「法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与すること」を使命として明確化され、登記、供託、裁判事務、成年後見、財産管理、債務整理、法律相談など多岐にわたる業務を通じて地域社会に貢献し、社会の期待に応え続けることが求められている。

事業部では、相続登記関連対策、空き家問題対策、所有者不明土地問題対策、成年後見制度利用促進法への対応、農業経営者の法人化に対する支援、教育現場での消費者教育活動支援、子供の権利擁護、経済的困窮者に対する法的支援等の様々な事業を行っている。特に、令和6年4月1日施行の「相続登記の申請義務化」は市民に対する影響が大きく、登記、財産管理、裁判手続等各場面において、司法書士が相続の専門家として、問題解決に対してより一層寄与していく必要がある。

社会が抱える様々な課題に対して、適切な助言や対応をすることで、司法書士が社会にとってなくてはならない重要な法律専門職として市民から信頼を得ることに繋がっていくであろう。事業部では、様々な事業が、個々の司法書士の信頼に繋がるよう活動をしていくので、各会員においても積極的に事業に携わっていただき、司法書士制度の発展に寄与していただきたい。

2. 事業項目

（1）相談事業

- ①司法書士総合相談センター茨城での法律相談
（面談・電話・リモート）
- ②相続に特化した相談
- ③消費生活センターへの相談員派遣
- ④空き家対策に関する無料法律相談会への相談員派遣
- ⑤市町村への相談員派遣
- ⑥その他各種相談会の実施及び各種相談会への相談員派遣
- ⑦相談員の養成
- ⑧司法書士総合相談センター相談受付・管理システム（WEB）の運用

(2) 地域連携・市民救援活動事業

- ①市町村の空き家等対策推進協議会への委員推薦
- ②県や市町村の空き家等対策担当部署への協力、連携（協定事務含む）
- ③空き家・所有者不明対策関連業務の研究
- ④空き家・所有者不明対策に係る管理人業務のフォローアップ
- ⑤国家賠償法にかかる損害賠償請求事務の事務委任への連携協力
- ⑥所有者不明・管理不全の土地・建物管理人候補者の推薦制度の検討
- ⑦茨城県農業会議所との連携（研修会の開催、講師派遣、広報等）

(3) 司法書士業務拡充事業

- ①相続登記業務の促進
- ②商業登記等業務の推進及び新規業務の研究

(4) 茨城司法書士会調停センターに関する事業

- ①調停の実施
- ②手続実施者養成のための研修会の実施
- ③広報活動の実施

(5) 法教育事業

- ①茨城県内高等学校への法教育（消費者教育）講座開催
茨城県教育委員会の後援を受け、県内の公立・私立高等学校で法教育を実施する。
- ②法教育講座の茨城会登録講師制度の充実
講師経験者を中心に、登録講師制度を充実させる。
- ③相談相手としての司法書士の存在のPR
- ④親子法律教室の実施

(6) 講師派遣事業

自治体、関連団体等の要請に基づき、相続登記義務化・犯罪による収益の移転防止に関する法律等各テーマについて講師派遣を行う。

(7) 市民権利擁護事業

- ①成年後見制度の利用促進事業
自治体等での成年後見人、市民後見人養成講座等に積極的に関わる。
（公社）成年後見センター・リーガルサポート茨城と連絡協議を行う。
市町村の成年後見地域連携協議会への委員推薦や担当部署との

連携を行う。

- ②高齢者・障がい者等への虐待問題への対応
- ③経済的困窮者に対する法的支援事業
- ④離婚後の子どもの養育に関する無料電話相談事業
養育費・面会交流等、子ども養育に関する相談事業を運営する。
- ⑤④事業に関連した自治体等との連携（広報、自治体相談会の設置等）
- ⑥その他権利擁護に関する問題の調査研究、相談会、研修会の実施

（８）茨城県八士会に関連する事業

茨城県八士会の事業（相談会等の開催）

（９）関係団体に対する協力事業

地方公共団体、日本司法支援センター（法テラス）、消費生活相談センター、空き家対策関連団体、一般社団法人茨城県公共嘱託登記司法書士協会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート茨城、茨城青年司法書士協議会その他の団体との連携強化を図る。

（10）その他

- ①その他事業部に属する事業